

様式第6号

会 議 録

名 称	平成26年度第6回市川市高齢者福祉専門分科会	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する	1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）原案について（公開） 2 地域懇談会実施報告について（公開） 3 パブリックコメントについて（公開） 4 その他（公開）	
開催日時場所	平成26年12月3日（水）午後1時30分～午後3時 市川教育会館 研修室	
出席者	委員	藤野委員、高田委員、塚越委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、横谷委員 （欠席者 伊藤委員）
	事務局（所管課）	福祉部高齢者支援課
	関係課等	高齢者支援課、地域福祉支援課、介護保険課
傍聴区分	○可（0人）・不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	≪配付資料≫ ・会議次第 ・分科会資料7 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）原案 ・分科会資料8 平成26年度地域懇談会実施報告 ・分科会資料9 パブリックコメントについて	
特記事項		

様式第 6 号別紙

平成 26 年度第 6 回市川市高齢者福祉専門分科会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 26 年 12 月 3 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時
- 2 場 所：市川教育会館 研修室
- 3 出席者：藤野委員、高田委員、塚越委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、
横谷委員
(欠席者 伊藤委員)
市川市 鹿倉信一（高齢者支援課長）、野口栄一（地域福祉支援課長）、
吉見茂樹（介護保険課長）、他担当課職員
- 4 議 事：(1) 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～29 年度）
原案について
(2) 地域懇談会実施報告について
(3) パブリックコメントについて
(4) その他

《 配付資料 》

- ・会議次第
- ・分科会資料 7 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～29 年度）
原案
- ・分科会資料 8 平成 26 年度地域懇談会実施報告
- ・分科会資料 9 パブリックコメントについて

【午後 1 時 3 0 分開会】

(事務局より配布資料の確認)

- 1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～29 年度）原案について
- 2 地域懇談会実施報告について

藤野会長： それでは、今から平成 26 年度第 6 回市川市高齢者福祉専門分科会を開催いたします。なお会につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針で原則公開となっております。また、本日の議題の中で非公開とする内容はありませんので、公開となります。

傍聴者は、いらっしゃらないということでございますので、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、次第 1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 平成 27 年度から 29 年度の原案について、それから会議次第 2 地域懇談会実施報告についてと、次第 3 のパブリックコメントについてとなります。

それでは、会議次第 1 につきまして事務局からご説明をよろしく申し上げます。

高齢者支援課長： 高齢者支援課長でございます。座ったまま失礼させていただきます。

本日はお忙しい中、高齢者福祉専門分科会にご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、会議次第の 1 の計画について、ご説明させていただきます。本計画につきましては骨子案という形で、これまで数回、皆様にご審議をいただいたところでございます。本日は原案という形で、より答申案に近いものを作成いたしましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

なお、計画案の中に地域懇談会の報告に関連する事項も含まれておりますので、会議次第の 2 につきましても併せて報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは詳細につきましては担当よりご説明をさせていただきます。

(事務局から、分科会資料7「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～29年度)原案」に基づき説明)

藤野会長： ありがとうございました。
 それでは、今の報告について何かご意見等ございましたら、
 よろしく申し上げます。

知久委員： 介護保険料の考え方について、お伺いしたいのですけれども、例えば116ページの保険料率の設定で、第5段階の人は本人が市民税非課税で同世帯に市民税課税者がおり、ということだと、本人は非課税でも一緒に住んでいる人が、市民税を課税されていたら、もう、この第5段階になるということですよ。同じ世帯に、例えば息子夫婦や娘夫婦と同居していたら、本人が非課税でも、この第5段階や第6段階になってしまうと。

介護保険課長： 今言われたとおりでございますが、あくまでも、これを判定するのは住民票単位で判断します。同じ住所でも住民票が別になっていけば、別の世帯となります。

知久委員： 同居しているけれども、例えば光熱費は別というような感じだったら、それは二世帯になりますか。

介護保険課長： 今、二世帯住宅のお話がありましたが、それは同じ住所の同じ場所に2つの世帯、例えば親世帯、子供の世帯、というように、2つの世帯が別々の住民票だと、別々の世帯として保険料を見ます。
 同居していて光熱費が別であっても、住民票が1つであれば、同じ世帯ということになります。

知久委員： ありがとうございました。

藤野会長： 要は書類上、分かれていけば別と考えるということですね。

介護保険課長： そうですね、住民票で判断させていただきます。

藤野会長： 枠が四角に書かれていて、上のほうも同じように本人非課税でというふうに段階がもう 1 つありますが、その中で少し分かれているのかなと。

横谷委員： それは、どっちが有利とか不利とかというのは、ありますか。

藤野会長： 同居だと一緒。同居でも住民票を別世帯にしている場合もありますよね。

介護保険課長： そうですね、同じ住所で一緒に住んでいても、住民票が別にあるということはありませんね。

地域福祉支援課長： 住民票の世帯主を見ればいいです。その下に、どういう世帯になっているかという考え方をしたら。

横谷委員： 試算して有利なほうに住民票を変えていただくというような矛盾があります。

地域福祉支援課長： 基本的な世帯の考え方というのは、世帯主で、どういうものかなので。

知久委員： 何か、せつかく両親の面倒を見ている息子夫婦や娘夫婦のせいで介護保険料が上がってしまったら、何かかわいそうだなと思って。

地域福祉支援課長： 世帯の考え方は介護保険料だけではないので、どういう世帯を構成されるかというのは、ほかの要素も多分にあります。そこだけ見れば、そうかもしれないですけども、やはり、それぞれなので、世帯の状況によって違ってくるかなと思います。

藤野会長： 実際には、まだいろいろサービスや介護報酬関係が決まってから、次期の保険料は決まりますよね。

事務局： はい。

塚越委員： 54 ページ、新規で健康マイレージ事業というのを行うようですが、これは相互の情報交換という捉え方でよろしいでしょうか。日々の健康記録や健康管理を自分がしますよね。それに対しての保健医療課からアドバイスやなんかがいただけるようなシステムですか。ただ自分で健康管理をするために、そういうことをしましよよということですか。どういう捉え方か、詳しく教えていただければ。

地域福祉支援課長： 詳しくは、調べてきます。ただ、ウェブ上でやりますから、例えば、双方向性で何かアドバイスしていただくとか、そういう機能は提供可能だとは思いますが。

塚越委員： e モニターのような。

地域福祉支援課長： そうですね。入れればそれに対して。ただ、それが個別に返ってくるのかというと、多分、1 件 1 件個別に返ってくるようなことは件数的に難しいので、ある一定部分でのアドバイスだとか、継続的なところが見ることができるとかではないかと思っています。

藤野会長： これは、そうすると何かシステムをつくられている段階ということですか。

事務局： 10 月ぐらいから確かスタートしていると思います。

藤野会長： そうですか。

戸村委員： 何かマイレージってポイントがたまるとかという、そんな感覚で捉える人もいるから。

藤野会長： いかがでしょうか。

ちなみに総合事業の移行は結局、どこのあたりで移行する形ですかね。僕も詳しくはないのですが、来年度にやれば

国が少し上乗せするという話が、ちらりと聞こえてきて、松戸なんかは、もう来年度からやるのだと言いつけているようですが。

地域福祉支援課長： 特に何かの上乗せされるということではなくて、いわゆる総合事業の上限の枠組みが前年度分の介護予防事業等を勘案しますので、結局、27年度中に始めれば、26年度の予算の実績の中でやりますから、例えば介護予防事業を、先ほども説明ありましたが、1次、2次に分かれているものが、例えば2次事業というのは一般高齢施策のなか等に分かれていますので、考え方が変わってきますよね。そうしますと今、他市の状況を見ますと、事業を縮小するとか、そういう取り組みをしているところもございまして。そうすると、これが28年、29年になってしまいますと、今、予防事業を縮小していくということになると、28年にやれば27年度を見ますので、26年度のほうが予算規模が大きいものですから、早めにやったほうがという自治体が、つい2週間ぐらい前から検討し始めているところですよ。

それともう1つは、予防給付の報酬というか、介護報酬を引き下げられるということですので、これも26年度と27年度を比べましたら、27年度のほうが安くなる方向で今、検討されていますので、そうしますと、27年中にやれば介護報酬の高い26年度ベースを基準にして考えられるというようなことで、早めにやったほうが上限の設定についてはいいのではないかとというようなことのようにです。

それで、実施時期につきましては、近隣と話をしながら進めていたところですが、会長おっしゃられたように早めに前倒しでやる、検討しているということも出ていと伺っています。ただ、本市につきましては、27年度中の実施は、事業所さんの理解をいただいたりとかを考えると、難しいのかなと思いますので、決まったわけではないですけど、27年度は準備をさせていただいて、できれば28年度の頭ぐらいから始められればよいなど。ただ、いろんな不確定要素もありますので、そこについては、もう少し、検討を重ねているところですよ。

それともう1点は、全体の事業を構築して移行するとい

うようなイメージで進めてきましたが、どうも、この間の11月の国の説明等によりますと、例えば今の介護予防給付の訪問介護と通所介護、今、要支援1の方たちが利用しているサービスの部分だけを移行して、新しい総合事業の中で実施することで事業開始として見なすという話が出てきましたので、そういう意味では、地域の支え合いの事業ですとか、そういうものは、取りあえず並行して進めていくと。必ずしも、それが全部パッケージとしてできていなくても、というようなことで、27年度中の移行も可能じゃないかということで今、検討し出した理由だと思います。

藤野会長： ありがとうございます。訪問介護と通所介護と、どうしても、それをやりたいのですかね、国は。

地域福祉支援課長： そうでしょうね。相当、説明会等も力を入れてやられているので。

横谷委員： 中身もだいぶそぎ落としましたよね。

地域福祉支援課長： そうです。最初は、何かすごいボリュームでというイメージだったですけど、取りあえず、上のところを移行していこうという。そういうようなことで変わってきています。

藤野会長： あと、いかがですか。どうぞ。

松丸委員： 82 ページのところですけども、ケアプランのチェックというところで、実績が24年18件、25年18件、26年18件で、ケアプランの点検というのは、その施設に行ってケアプランが、きちんとできているかどうかという点検することで、私は非常に大事な、ケアマネジャーさんたち、事業者のレベルアップにつながる事業だというふうに考えていました。

それが、ずっと次の年度も同じで、点検数が18件ということは、1月に1.5件、何か、ちょっとこれ、少なすぎる気がします。これから高齢者がどんどん増えて、ケアプラン

を作成する人はどんどん増えるのに、これで本当にいいのかなというのを感じて、丸を1つ足せとは言いませんけれど、計画なので18件を目標にしてやるというのでは、ここはもう少し頑張ってもらいたいというのが私の要望です。それが1点目です。

2点目に、確認ですけれども、介護保険料は今まで、法定分しか市から入れてはなりませんということで、介護保険料を下げるために法定分以上を投入するとペナルティがありましたね、今まで。それが今回からは、入れられるようになったと、どこかで読んだような記憶がありますが、それは違っていますか。

介護保険課長： 2点目につきましては、今までと変わりません。

松丸委員： 変わらない。そうですか、じゃ、それは良かった。わかりました。

それから、59ページですけれども、重点事業の3で地域介護予防活動支援事業ですけれど、これは住民主体でやる介護予防事業のことですよね。それだとすると、私は、この事業は住民が主体になってやる事業で、あくまで包括や社協や行政は支援していく立場の事業だというふうに理解していたのですが、この文章を見ると、住民、包括、社協、みんなそれぞれが主体になって、この事業をやるというふうに捉えてしまうのですけれども、それはどういうことかというのを説明いただけると、ありがたいです。

最後に、今回のこの計画は、厚労省のほうでは予防をするのに地域づくり、まちづくりをするということを、すごく強調していて、どこでもまちづくりをやっているところがモデル事業でどんどん発表されていますが、そういうところが、何かどこかに書いてあるかどうか。課題のところには、そういうのが必要だと書いてありますけど、目標として、そういう支援者を増やすとか、ボランティアやNPOとかそういうものにしても、地域の中で、介護予防も新しく立ち上げる事業も、その地域づくりをするということを、すごくメインに国が言っていると思うのです。私が探せなかったのかもしれないですけど、そのことを、きちんとうたっておいたほうが

いいのではというのが私の意見です。

以上です。すいません、ばらばらと。

藤野会長： いかがでしょうか。最初の件の適正化事業のところですか。年間 18 件ぐらいしか、ということですが。

事務局： 適正化については、専門職でないとなかなか対応できないというか、ケアマネジャーさん相手なものですから、専門職の方が前もって準備をして事業所に行くわけなので、今の職員の数では、ここの 18 件というのは精一杯な状況です。

高田委員： すいません、それに関して、ちょっと質問ですけど、この 18 件というのは、どういう引っ掛かり、網にかかるようなシステムになっているのですか。

事務局： それは、どのように事業所を選定するかということですか。

高田委員： そうです。

事務局： 全部の居宅介護支援事業所を対象にしていますが、年間に 18 件なので、1 年間に全部というわけにはいきませんので、前年に行けなかったところを選んでいく感じになります。特に選ぶ基準というのはなく、全部を 1 度は行くというふうにやっています。

高田委員： 以前は介護給付の適正のほうで、福祉事務所の方が担当で、そこから何か指導等があったのかなと思うのですが、今は普段の質も含めて 18 件選定するという形になりますか。

事務局： そうですね、事業所に行って、その中から 2 件が目標だと思うのですが。

高田委員： じゃ、その結果、どういう形ですか。

- 事務局： あくまでも居宅介護支援事業所を指定する権限を持つのは県になりますので、市では確認というか、チェックをしています。
- 藤野会長： 事業所に行ったら、その中で何件か、抜き打ちでポンポンと見ていらっしゃるということですか。
- 事務局： 2人の職員で2ケースです。
- 藤野会長： 事業所に行って2ケース。
- 事務局： はい。
- 松丸委員： 私はもっともっとできると思います。もし、その人に必要なマネジメントはどうあるべきか、ということをご指導できなくても、助言できれば十分だと思いますので、ぜひとも件数は増やしてほしいなと思います。計画ですから。計画で最初から、この低いことを目標にするのは、意気込みというのが。よし、みんながいい計画ができるように行くぞという、きちんとされているかどうか見に行くよといっているのを、ぜひぜひやってもらいたいと。意気込みだけでも。
- 藤野会長： 今、何事業所あるのでしたっけ、市川市内で。100事業所。5、6年に1回ぐらいしか来ないということですね。
- 松丸委員： ケアマネジャーだけで250人ぐらいいますよね。だから事業所にしたら幾つ？
- 塚越委員： チェックする人は、資格がなくては行かれないというのは、あるのですか。
- 松丸委員： 専門職が行かないとわかりません。
- 藤野会長： 多分、話したときに言いくるめられてしまうということ

でしょう。

横谷委員： 行って座っているようじゃ、しょうがないですもんね。

松丸委員： でも、介護保険者として給付プランによってお金を払っているわけだから、そのお金を払っている責任というのが、介護保険課にはあると思うので、その辺はきちんとすべきだと私は思います。

介護保険課長： 確かに、ずっと18が並んでいるというのも、いかなものかなというのは、そのとおりでございますが、ケアプラン点検は、ケアプランの質の向上、ケアマネジャーのスキルアップを目的として実施していますので、こちらが行くだけでも随分違ってくるといったこと、その辺も加味しまして、もう一度考えたいと思います。

藤野会長： すいません、よろしく願いいたします。

地域福祉支援課長： 59 ページ、重点事業3の地域介護予防活動支援事業の件でございますが、松丸委員からご指摘いただきましたとおり、この事業につきましては、活動の主体は住民ですとかNPOというふうな団体の人たちで、社協を団体としてどうするかという問題もありますけども、いわゆるインフォーマルの活動の支援をする事業と認識しています。これは方法論がここに書いてあるのかなと思ひまして、そういう活動を支援していくためにはというようなことで、書き方を、本来の事業の目的があって、じゃあ、どうするんだというような書き方に、改めさせていただければと思ひます。

この中でもありますけども、介護予防が行えるように充実に努めるということで、その活動の支援を包括支援センターや社会福祉協議会でやっていくというようなイメージで書いてあります。それと、あと活動拠点の整備を行っていきますということで、活動拠点ですとか活動自体の支援を、この地域介護予防活動支援事業でやっていく内容だというふうに理解しておりますので、その辺の目的を、ここに加えさ

せていただくことによってもう少し表現できるのかなと。

ただ、事業の内容につきましては、ここで研修会ということになっていますが今後、支援の内容については検討していく必要があると思っております。現時点で明示できるような事業内容と考えておるところです。

それと、もう1つ、今回の第6期計画で、地域づくりは1つの目的だというふうに認識しておりますので、その辺の内容についても、どこかで触れさせるような形で載せられればというふうに思っております。よろしくお願ひします。

藤野会長： ありがとうございます。地域づくりって、何か書いていませんでしたっけ。さっき見たような気がしたのですが。

松丸委員： どこかで書いてあったような気がする。見つけられなかったの。

藤野会長： 計画のところにも、ちょっと載せたほうがいいですかね。あと、いかがでしょうか。

横谷委員： 19ページとそれから22ページのところに、6期計画の取り組みと5期計画の総括がありますが、あまり総括になっていないのではないかという印象はありました。5期の計画を総括して6期にどう反映されたのかというのが、これでは、ちょっとよくわかりません。6期の計画の取り組みということが先に載せられちゃって、その後に総括という、順序もちょっと逆かなという感じがします。ここの6目標に対して、それぞれ総括して課題がありますよと。もちろん課題については、ほかのところでも捉えてはいらっしやるのだけど、ここが次の6期計画のスタートの切り口にならなきゃいけないところなんじゃないかなというような感じがします。国が介護保険制度の体系をつくっているわけで、その枠の中で市町村が取り組むわけですから、おのずと限界はあって、現場から本計画を突き動かすようなエネルギーにするのは、実務もありますから大変なことだと思うので、そこまでは求めないにしても、与えられた枠の中でもって、いろいろな制度改正等が入ってくるわけですね

れども、その制度改革も含めて、どうなのかなという。具体的に何を言いたいかという、5期計画の総括と同じぐらいのボリュームの6期の計画の取り組み、あるいは、この連動したところが、ここにつながっていますというようなことが、この中に一つ一つ、5期の総括、あるいは6期の取り組みというところが、見出しになるぐらいのボリュームがないと、何か取りあえず総括しましたと、次が見切り発車でスタートしたというような印象がぬぐえないのではないかと。もちろん、こっちが考えて、いろんなことをやろうと思っている間に、国のほうも試行錯誤しているような雰囲気があるから、こっちが追いついてないうちに、どんどん書き替えられちゃうような事例もありますが、少し、その辺の連動性、ここまで調査しましたよ、みたいなものが見えてくるような書き方ができないのかなというふうに思います。恐らく、コンサルタントの方を使って作ってらっしゃるのだと思いますので、そんな事例が全国に総括の仕方としてあれば、その辺を参考にやってみられたらいかがかなと、少し思いました。

これは意見というより、感想ですが。

藤野会長： ありがとうございます。この件について、何かありますか。

高田委員： 63 ページですけども、重点事業の2と3ですが、まず重点事業2. 協議体の設置及び運営、新規事項というので、ここで言う協議体というのは設置数が4つになっていますが、具体的には、どのような人を指しているのかということと、重点事業の3. サービス・支援の担い手の養成ということで、これも新規事業ということですけども、ここで言うコミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）ということになると、イコールのイメージが当然あるのですが、参加人数でいうと150人になっていますので、これは例えば地域支え合い推進委員ですとか認知症地域支援推進委員をイメージしているのか、そこら辺等を、ちょっと教えていただきたいと思います。

地域福祉支援課長： 2の協議体の設置及び運営の部分についてですが、これは基盤整備のための協議体を設置するという事になっております。イメージとしましては、支え合いの団体の方たちの集まりになってくるのかなと思います。事業の中身についての詳細は、これから検討していくことですが、市川の場合ですと地域ケアシステムということで14地区の地区社会福祉協議会を中心にして、いろいろ活動していただいて、先ほどから出ていますサロン活動ですとか、さまざまな生活支援の課題を解決していただくようなところも出てきております。その中でも地域ケアシステム推進連絡会議ですとか地区推進会議等の会議等がありますので、市民の方からも、幾つも会議体をつくるのではなくて、やはり既存の部分で行っている部分をうまく活用していったほうがいいのではないかというお話もいただいております。この4つというのは、日常生活圏域が4つに分かれますので、その圏域ごとに1つずつ協議体ができればいいかなというふうに思っています。

それと、もう1つ、3番目の支援の担い手の養成につきましては、国は生活支援コーディネーターというふうな名称でやっておりますけども、コミュニティワーカーと生活支援コーディネーターというのは、地域づくりの中で、地域の担い手がやはり増えていかないと、活動自体が進んでいかない。自治会活動も含めて、そのような課題が大きいですので、各包括が15カ所になりますし、イメージ的には15カ所で10人ぐらいの全体で150人の、そういうような活動をしていただけるような方を養成していきたいということです。こういう活動というのは、自治会の担い手も含めて今、地域振興課が自治会の担当をしていますけども、そちらとも、そういうような協力をしながら、担い手の確保という意味でやっていきたいと思っております。

以上です。

藤野会長： ありがとうございます。そうすると、先ほどの協議体の設置は、各日常生活圏域に4つ作って、それで会を開く回数が年4回、月に1回ずつみたいな形のものを29年までやっていきたいということですね。

地域福祉支援課長：　そうですね。来年度以降。地域の中の課題ですとかニーズは、やはりそれぞれ違いとしますので、この協議体だけではなくて、ほかの地域の会議、地域ケアの会議ですとか民生委員さんの協議会も含めて、いろいろなところで出てきたものが集約して、その地区でどういうふうな課題があつて、解決方法があるのかというようなことを、やっていけるようなイメージでございます。

藤野会長：　　ほかは、いかがでしょうか。

戸村委員：　　95 ページ、安全・安心対策事業の推進がございますね。その重点事業で、1 番の災害時要援護者名簿登録制度とあり、いろいろきれいに並べておりますけども、これの目標というのは何も載ってないのですけども、例えば 27 年、28 年度は 55% を、どのぐらい増やしていくかの達成度がありません。これを、ぜひ入れていただかないと、何にもやらずに第 6 期も終わってみたら 55.6%、こんなんじゃ話にならないので、そういう意味では自治会ともっと接触するように重点課題として、目標としてほかのやつは、みんな入っていますね。ぜひ入れていただきたい。

事務局：　　この中で、6 行目の中で、基本的に今までは、例えば自治会に対して何年度は何件かということで 3 年間で推進してきましたが、基本的には全部の自治会さんとやっていきたいということです。ですから、別に年次で増やしていこうとか、そういうことでなくて。

戸村委員：　　いや、それをやらないと同じですよ。もう、これ、何年たっていますか。入れなきゃ同じですよ、だから。やっぱ何年度の目標を持って、何で自治会が受け入れないのかも、よく説明をしながら徐々に増やしていかないと、いつまでたっても、このままだと思います。ぜひ目標達成を入れてください。だから、27 年度で 100% なら、なおいいです。

事務局： 今回、言葉として全てのという言葉、その中で入れさせていただいたので。

戸村委員： いや、言葉だと駄目だと思います。他はみんな入っていて、他は何で入れてあるんですか、逆に。

事務局： 年次として目標を。

戸村委員： 計画だからでしょう。計画だから、やっぱり入れておくように。

事務局： 100%を目指したいというところだと思うのですけど。

藤野会長： そうすると、3年間の中で100%とちゃんと出すと。

戸村委員： そうですね、それでもいいと思います。平成29年度100%と入れておいていただいたらね。

藤野会長： どうぞ。

塚越委員： 質問ですが、災害時要援護者名簿というのは、災害時要支援者名簿というふうに、要援護者というのは支援者に変わってないですかね。

事務局： 今、用語としては災害時という用語が変わって、避難行動要支援者といいます。

塚越委員： 同じものですか。当初、自治会が交わしたときは要援護者という用語で取り交わしているのですけども。

事務局： そうです。市川市は災害時要援護者支援という言葉で、もともとそういった名簿をつくっているの、そのままそれを使えるというような話も、こちらの囲みの中でしています。今、ちょうど支援プランを見直しているところで、いずれはその中で避難行動要支援者という言葉を使っていくような形になります。

塚越委員： 今後、統一されるということですね。

事務局： 地域防災計画のところでも、避難行動要支援者という言葉をもう使っております。そちらが上位計画になりますので、そういった形にはしていきたいと思っています。

戸村委員： 前にも申し上げましたけどね、やはり、名称が変わった時点で、もう一度、見直して、避難行動要支援者ということは、支援してもらいたいご近所の方がいれば、その人と相談して名前を書いてもらって再登録するような形で、もう一度、これを見直さないと、今一番引っ掛かっているのは災害時要援護者支援というので、支援者が一番問題なのです。勝手にこれ、個人が手を挙げて登録しているわけでしょう。支援者は自治会で探せということになったんです。これが難しいです。だから、逆に申請する人は、ご近所とよく相談して、何かあったときは私、お願いしますというようなコミュニケーションをとった上で出してもらうのが、一番いいんですね。そうすると、自治会もスムーズに受け取れる。そうしないと、支援者で、あなた支援してくださいといったときには、支援者というのは、どんな義務があるのですか、どういう義務ですかというのが問題になるんですよ。登録した人は、あの人に支援してもらうんだからとね、何が何でも責任をかぶせても困る。そういうところが一番ネックなのです。そこをよく踏まえた上で、今度は避難行動要支援者だから、避難するときに手助けしてくださいということで、もう一度登録してあげると、ご近所と相談して、じゃ、お願いしますということが、はっきりします。避難のときに支援します。何かあったときに、全て支援しろと。これはとても、みんな受け取らないから、そこで、もう 1 回これをやり直したらどうですかという提案をしているんです。

事務局： それは当然、自治会さんとかにも、また説明とかいろいろして。

戸村委員： ぜひお願いします。

藤野会長： ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。
それでは、ほかにないようでしたら、次第 3 のパブリックコメントについて、事務局より説明をよろしく申し上げます。

3 パブリックコメントについて

(事務局から、分科会資料 9 「パブリックコメントについて」に基づく説明)

藤野会長： ありがとうございます。
今のことについて、何かご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

塚越委員： 地域住民が中心になってのまちづくりということですが、学生たちを取り込むお考えはないでしょうか。

藤野会長： 地域によってはありますね。福祉系の大学で、授業と連携しながらとか。

塚越委員： 千葉商大さんとかも、いろんな分野で防災や何かにも協力してくれて、今、授業に関係して地域のことも取り組んでいらっしゃいます。せつかく大学側がそういう取り組みをして、地域にボランティアをとという計画があるのだから、受け入れる側も、もう少し広く受け入れてあげたらいいかなと。うちのほうの地域は、中学生も地域に入ってきてくれているので、そういうのも大学生だと力が大きいかなと思います。

地域福祉支援課長： 千葉商科大学の学生は真間地区ですとか国府台地区を中心に生活支援、買い物ですとか、そこから発生してパソコンを教えていただいたりだとか、いろいろな活動をしている団体がございます、現在、その団体の人が地域ケアシステム真間の地域ケア推進連絡会議という地域の会議に参加していただいて、自分たちの活動を紹介していただい

たり、事業者さんに周知していただいたり、また、その中でいろんなアイデアをいただくようなことを始めていますので、今、塚越委員がおっしゃられたような形で、やっぱり大学生だけではなくて、ボランティアというのですかね、そういうことも含めて、先ほどのいろんな会議の中で活用法を考えていく必要があるかなと。

今、具体的にどれということはないのですが、ごみ出しなども、もしかしたら朝、通学のときに出していただけるようなことをお願いしてというようなことも、地域の活動の中で考えられるのかなと思いますので。

塚越委員： 中学生ぐらいただと結構しっかりしているし、教育の一環として地域でそういうお手伝いだというふうにもってあげばいいなと思っていますね。

事務局： ありがとうございます。

藤野会長 あと、いかがでしょうか。よろしいですかね。

塚越委員： さっきのパブリックコメントの3ですかね、福祉電話とか見守り訪問は民生委員さんがやっているシステムですが、さっきの要援護者もそうですが、どれも手挙げ方式で、独居になっても、すぐ民生委員さんが訪問してくれるとか、見守りに来てくれるかという、そうではなくて、やはりご本人が手を挙げなければ来てくれないというのがあります。ですから、もう少しPRを何かの形でしていただけると、こういうご意見が出ないのかなとか思うのですが。

地域福祉支援課長： 全ての施策がそうですけれど、ご存じない方もたくさんいらっしゃるというのは事実で、やはり、いろんな意味で周知が本当に大事だと思っています。独居になったら訪問するというわけには、なかなかいかなくて、行くと、やはり大丈夫だからとおっしゃられる方も多いため、どうしても手挙げ方式になってしまっているところがあります。制度を知らないと、そこにたどり着きませんので、その辺は

やはり周知活動というのが大切だと思います。

塚越委員： よろしく申し上げます。以上です。

藤野会長： ありがとうございます。
ほかにないようでしたら、次第 4 のその他について、事務局より、よろしく申し上げます。

事務局： いろいろなご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

今後の日程について、お話させていただきます。次回審議会が 12 月 22 日、月曜日 13 時 30 分から第 4 回目を開催する予定となっております。また、この審議会では本日いただきましたご意見を含めた修正を加えさせていただいて、計画原案をお示ししたいと思います。その後、1 月 22 日に、第 5 回目の審議会が行われる予定になっておりますので、その際には、答申案という形で提出をさせていただきたいと考えております。分科会は以上で最後となります。ご多忙のところ、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。